

一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.tottori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311

編集責任者 村澤 幸二

新年のご挨拶



一般社団法人
 鳥取県労働基準協会
 会長 岡田 幸一郎

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、新春を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染防止を図る観点から、鳥取県産業安全衛生大会をはじめ、計画していた各種事業の中止等を余儀なくされましたが、会員各位のご協力のもとより、行政当局のご指導により、当協会として実施すべき必要な事業を、概ね順調に推進することができましたことに感謝申し上げます。

最近の県内経済動向は、コロナ禍等の影響により「厳しい状況の中、下げ止まりつつある」との基調判断であり、状況に応じた適切な労務管理が求められています。

県内の労働災害は、産業安全に携わる多くの方々の不断の努力により、着実に減少してきましたが、昨年は、死亡者数、死傷者数とも大幅な増加となり、過去5年間において最も多い数となりました。この背景として、未熟練労働者の増加や労働力の高齢化による現場力の低下、第三次産業における安全衛生活動の不備等が考えられ、これらの状況に対応した安全衛生教育や危険予知活動等、労使が一体となった安全衛生活動の充実が喫緊の課題となっています。

また、労働者の健康を取り巻く状況は、健康診断における有所見率は50%を超えて年々増加し、職場の様々なストレスによるメンタル不調や過重労働による健康障害も顕在化しており、働き方改革の総合的な推進とともに、メンタルヘルスケアを含む健康確保対策や職業性疾病防止対策の推進が一段と重要性を増しています。

当協会におきましては、これらの課題に関し、会員の皆様の取組の一助となりますよう各種事業を展開し、労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与してまいり所存ですので、一層のご支援をお願い申し上げます。

この一年が、新型コロナウイルス感染症の流行が終息し、災害や事故のない平和な年となり、会員の皆様にとって良い年でありますよう心からお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

謹んで新春のご祝詞を申し上げます
 令和3年元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会

会長 岡田 幸一郎

副会長 永東 康文、副会長 井木 久博

専務理事 村澤 幸二、ほか 職員一同



鳥取労働局
 局長 石田 聡

新年明けましておめでとうございます。

岡田会長を始め役員並びに会員事業場の皆様におかれましては、旧年中、労働行政の推進に多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が経済や雇用情勢に大きく影響した昨年の鳥取県内の雇用情勢を見ますと、有効求人倍率が大きく低下するなど厳しい状況にありました。

また、幅広い業種で事業活動の縮小による休業が広がる中、事業主の皆様には雇用調整助成金や休業支援金等の活用により、雇用維持に努めていただいたところです。

このような中、昨年は、働き方改革関連法である中小企業における時間外労働上限規制や大企業における同一労働同一賃金のほか、ハラスメント防止対策の強化、複数の事業主に雇用される労働者への労災保険給付が順次施行され、令和3年4月からは中小企業における同一労働同一賃金が施行されます。

鳥取労働局としましては、既に施行されている法律の履行確保と、今後施行される法律の円滑な施行に向け、事業主の皆様へ、関連法と関連法への対応に必要な支援策の周知を図って参ります。コロナ禍の収束が見通せない中ではありますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立が求められる「新たな日常」の下、働き方改革の取組を、業務を見直す機会と捉えていただき、事業主の皆様にもご協力いただきつつ、さらに強力に推進していくこととしています。

また、労働災害防止対策に関しましては、貴会の引き続きのご協力をいただきながら、第13次労働災害防止推進計画の目標達成に向け、全力を挙げて取り組む所存です。

貴会におかれましては、これまでも労働行政の推進について重要な役割を担っていただいているところですが、引き続きより一層のご支援とご協力を賜りますよう、よろしく申し上げます。

最後になりますが、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご活躍とコロナ禍の早期収束を祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしく申し上げます
 令和3年元旦

◆鳥取労働局

局長 石田 聡、総務部長 友安 真純

雇用環境・均等室長 周藤 明美、労働基準部長 高橋 秀寿

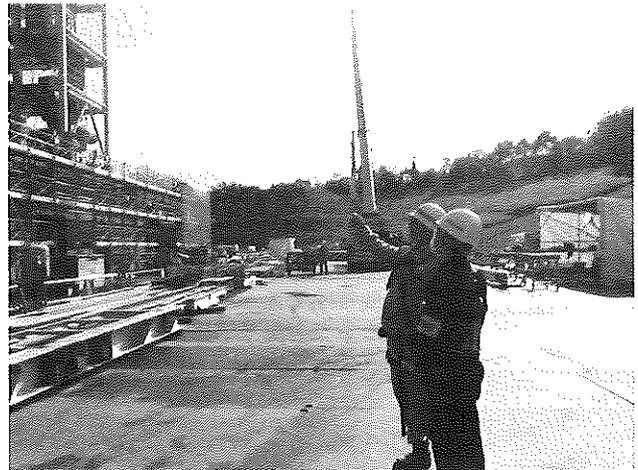
監督課長 樽見 晋平、賃金室長 久保田 剛

健康安全課長 平井 美敏、労災補償課長 渡辺 章子

労働局長によるパトロールを実施

ゼロ災55無災害運動期間中の令和2年11月11日(水)、鳥取労働局長(石田聡)が、鳥取市河原町山手の鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設建設工事現場をパトロールしました。

施工者のJFEエンジニアリング株式会社の作業所長から、工事概要、労働災害防止対策の重点について説明を受けた後、現場のパトロールを行い、朝礼掲示板へのモニター設置やPC、タブレット等を活用した日程調整会議のIT化、墜落防止対策として足場や開口部の養生に加え、荷台上での高所玉掛作業における安全ブロック使用など、効果的な労働災害防止対策の実施を確認しました。



令和3年1月1日から 子の看護休暇・介護休暇が 時間単位で取得できます!

～就業規則等の改定はお済みですか?～

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することが出来るよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、時間単位で取得できるようになりました。

時間単位で利用できる有給の看護休暇や介護休暇を導入し、休暇を取得した労働者が生じたなど要件を満たし

改正前

改正ポイント

- ・ 半日単位での取得が可能
- ・ 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



改正後

- ・ 時間単位での取得が可能
- ・ 全ての労働者が取得できる

た事業主には、両立支援等助成金が支給されます。詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

鳥取労働局雇用環境・均等室

鳥取市富安2丁目89-9(鳥取労働局2階)

電話番号 0857-29-1709

*受付時間 8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金が改正されました

特定(産業別)最低賃金	最低賃金額(発効日)
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額 809円 (令和2年12月30日発効)
適用が除外され、鳥取県最低賃金が適用される者	
①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者	

(注)・派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が適用されます。

- ・使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、参入しない賃金並びに効力発生年月日を、常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する義務があります。

・「鳥取県最低賃金」は令和2年10月2日から時間額792円に改正されています。

詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室

(0857-29-1705)又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。



事業主の皆様へ ～新しい生活様式を求めて～

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化に資する年次有給休暇の計画的付与制度(※1、2)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度(※3)の導入が効果的です。

詳しくは、鳥取労働局雇用環境・均等室(Tel: 0857-29-1709)にお問い合わせください。

- (※1) 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が平成31年調査では4.7ポイント高くなっています。
- (※2) 年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合は、令和2年調査では43.2%と、前年調査より21.0ポイント増加しています。
- (※3) 年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

治療と仕事の両立支援オンライン地域セミナー開催のご案内

厚生労働省及び各労働局では、病気を抱えながら働き続けられる社会を目指し、治療と仕事の両立支援に取り組んでいます。

今年度は全国7エリアにて「オンライン地域セミナー」が順次開催されており、本年1月28日には「中国・四国エリア オンライン地域セミナー」が開催され、鳥取県内の企業も参加されます。同セミナーは二部構成で開催され、第一部(13:30～15:00)では中国・四国エリアの事業者や人事労務担当者による事例発表・ディスカッションをライブ配信する『パネルディスカッション』、第二部(15:30～17:00)では模擬事例を用いて参加者同士の意見交換を行い、具体的な取組について考える『オンライングループワーク』が行われます。詳しくは、ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」をご覧ください、当日はぜひご視聴ください。

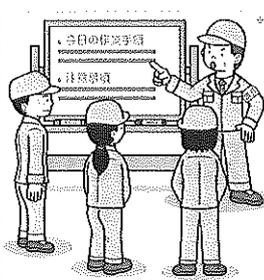
アンケートのご協力をお願いします

鳥取労働局管内における休業4日以上労働災害は平成21年を境に増加傾向に転じており、近年では500件を超える労働災害が発生しています。

労働災害の発生原因には労働者の不安全な行動に起因するものも見受けられ、この中には適切な安全衛生教育を行っていれば防げたと思われる災害も少なからず認められます。

このことから、鳥取労働局では次年度以降の労働安全衛生業務を行う際の資料とするため、労働安全衛生教育に関するアンケートを実施することといたしました。

同封のアンケートについて、ご協力をお願いいたします。



令和2年度 2020年12月1日 ▶ 2021年4月30日

安全衛生教育促進運動

事業主の皆さん!

労働安全衛生法により 雇入れ時教育・職長等教育・技能講習・特別教育などが義務づけられています

正しい知識で職場を安全・健康に!

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

「新たな生活様式」の下での教育研修の実施、オンライン研修の適切な利用などを通じ、計画的に安全衛生教育を促進・支援することが大切です。

※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら、職場の安全と健康を守る取り組みを進めることが求められています。教育に際しては、適切な感染予防対策を講じましょう。

主唱:中央労働災害防止協会 後援:厚生労働省

ストップ
STOP
労働災害

製造業における職長の能力向上教育カリキュラムが策定されました!

すべての業種で、職長(班長・作業リーダー等)は現場の安全衛生管理のキーパーソンの存在です。定期的知識・ノウハウをアップデートしましょう。

東部支部だより



新年のごあいさつ

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部
副支部長 馬場 進

あけましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、年明けから突然のように降って湧いた新しいタイプのウィルス感染症（COVID-19）への対応に追われ続けた一年でした。

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、あらゆる困難に耐えた一年でもあり、また、それまでの経営、働き方、生活様式などを振り返り、この先のあり方を見つめる一年でもありました。

このような状況の中でも、会員の皆様には東部支部の事業実施に多大のご理解とご支援をいただき、あらためて厚く感謝申し上げます。

昨年来取り組まれている感染拡大防止対策や Go To キャンペーンなどの効果とともに、全国民への新型コロナウイルスワクチン接種の実現、特効薬の開発や延期された東京オリンピック、パラリンピックの開催などでの経済の早期回復、我慢を続けてきた国民が新しい生活様式を取り入れながらも、望む行動が起こせる社会状況となることを期待し、また、この度経験した困難がいつか生ずるであろう新しいウィルスへの有効な備えとなるよう検証が進められることを願いつつ、皆様と共に新しい年をスタートしたいと思います。

本年は「丑」年です。蒔いた種が芽を出し成長する年ともいわれるようです。まずは着実な成長のためにしっかりと根を張ること、すなわち、基盤を作ることも大切だと思います。我が国の今後の長期成長の基礎となる、そのような年であることを望みながら、会員各位のご多幸とご発展をお祈りいたします。

労働行政関係では引き続き各種の取り組みが求められる状況が続きます。本年も東部支部は、会員各位のご要望にお応えできるよう各種の事業に取り組んでまいりますので、昨年と同様にご指導、ご鞭撻並びにご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます

2021年 元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部

支部長 岡田 幸一郎

副支部長 馬場 進、副支部長 入江 到

事務局長 丸山 裕毅、主 事 藤井 涼子



新年のご挨拶

鳥取労働基準監督署

署長 仲濱 弘昭

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には新春を御健勝にてお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は労働基準行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスにより多くの企業が感染予防や事業活動の縮小・休業などを余儀なくされていることと思います。このような社会生活が一変する状況の中ですが、労働時間の管理、休業手当の支払い、年次有給休暇の取得など労働関係法令を遵守していただくとともに、労働者の健康確保、雇用環境の整備や処遇の改善など「魅力ある職場づくり」にもつながる働き方改革の着実な推進に、引き続き、御理解と御協力をお願いします。

また、令和2年の労働災害は前年の減少から一転し増加となりました。働く人の健康や安全は、本人はもちろん家族や企業にとっても最も大切なものです。年の初めに企業のトップが働く人の健康と安全を最優先とする決意を表明し、安全衛生活動のより一層の活性化をお願いします。

丑年は、先を急がず一歩一歩着実に物事を進めることが大切と言われています。

新しい年が飛躍につながる希望に満ちた年となりますようお祈り申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。

本年もよろしく願い申し上げます

2021年 元旦

◆鳥取労働基準監督署 署長 仲濱 弘昭

副署長 長田 光彦、業務課長 長谷川 徹

第一方面主任 西川 祐輔、第二方面主任 山田 恭大

第三方面主任 杉山 結唯、安全衛生課長 長谷川 匡男

労災課長 中塚 隆、ほか職員一同

労働災害発生状況について

鳥取労働基準監督署

本年9月1日号（第352号）にて、令和2年7月末日時点の当署管内における休業4日以上の死傷者数が前年同期と比べて36.6%増加し、労働災害が激増している旨お知らせしましたが、令和2年11月末日時点においては、休業4日以上の死傷者数が152人となり、前年同期（137人）と比べて10.6%の増加と増加傾向に歯止めがかかってきました。これは、管内事業場において自主的な安全衛生活動に積極的に取り組まれた結果であると考えております。引き続き、安全衛生活動を推進いただくことで労働

（次頁につづく）

(前頁のつづき)

災害の増加が遂に減少に逆転し、令和2年1年間(1月～12月)の休業4日以上死傷者数が、令和元年の数値(177人)を下回ることを願ってやみません。

さて、1月は積雪や路面凍結により転倒災害が増加する時期です。直近2年間は例年より温暖でまとまった降雪がありませんでしたが、今冬は気温も平年並みで積雪も例年どおりの見込みですので、冬季の転倒防止対策に重点的に取り組みましょう。年頭の転倒災害の発生状況がその年1年間の労働災害発生状況を左右します。令和3年の労働災害の減少を実現するためにも、年頭から転倒災害防止対策を契機に積極的な安全衛生活動の取り組みをお願いいたします。

労働時間管理について

～労働相談事例から～

鳥取労働基準監督署

労働時間管理の参考にしていただくため、当署へ寄せられた労働相談の事例を紹介します。

(問) 働き方改革に対応するため、会社の労働時間管理を見直しています。

当社では、タイムカードではなく出勤簿で労働時間管理を行っています。残業した場合は残業時間を書きますが、日々の始業・終業時刻は記録していません。また管理職については、労働時間管理は行っていません。

このような管理方法は問題がありますか。

(答) 貴社の労働時間管理方法は改善が必要です。

使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録しなければなりません。また働き方改革関連法の施行に伴い、平成31年4月からは、健康管理の観点から、労働者の労働時間の状況を記録し、3年間保存するために必要な措置を講じることが義務付けられました。対象は、管理監督者等を含めた全ての労働者です。

原則的には、①使用者が自ら現認することにより確認するか、②タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること、が必要です。

また、やむを得ず、労働者の自己申告により把握する場合は、以下の5点の措置を全て講じる必要があります。

①対象労働者に対し、適正に自己申告を行うこと等について十分説明すること。②管理者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、講ずべき措置について十分説明すること。③自己申告が実際の労働時間の状況と合致しているかどうか、必要に応じて実態調査を行い、労働時間の補正を行うこと。④自己申告した時間を超えて労務を提供しうる状態であった時間について、その理由を労働者に報告させる場合、適正に報告されているか確認すること。⑤自己申告できる時間に上限を設けるなど、適正な申告を阻害する措置を講じないこと。

不明な点等ございましたら、お近くの労働基準監督署までお問い合わせください。

追加実施する教育等のご案内

東部支部では、令和2年度当初の特別教育・講習会等実施計画に盛り込んでいなかった次の2件の教育等を実施いたします。

関係する事業場の皆様には、是非、受講のご検討をお願いいたします。なお、詳細は別途ホームページ等でお知らせしています。

1 情報機器作業従事者労働衛生教育

パソコンや携帯情報端末の利用、各種の入力機器による作業等の情報機器を使用して行う作業に伴う精神的疲労や身体的疲労を訴える人が多く、労働者の健康管理面での問題が顕在化しています。このため、従来の「VDT作業における労働衛生上管理のためのガイドライン」が見直され、対象作業等を拡大した「情報機器作業における労働衛生上管理のためのガイドライン」として取りまとめられました。このガイドラインに基づき作業者を対象とした教育を実施します。

実施日：令和3年2月9日 13時00分から16時30分

受講料：1人4,000円(非会員1人6,000円)

2 職長等能力向上教育(製造業対象)

製造業の職長等でその業務に就いて概ね5年程度経過した方々を対象に安全衛生管理に関する能力向上のための再教育を行うものです。昨年3月31日付で厚生労働省が示した「労働安全衛生法第19条の2第1項に規定する能力向上教育に準じた教育」として実施します。優良職長等表彰の選考要素の一つとしても考慮されます。

実施日：令和3年2月17日 8時50分から17時00分

受講料：1人10,000円(非会員1人12,000円)

ホームページ

「各支部からのお知らせ」

のリニューアルについて

鳥取県労働基準協会のホームページ

(<http://www.totori-rouki.or.jp/>)

からご覧いただいていた「各支部からのお知らせ」をリニューアルしました。

これまでのお知らせしていましたが、年間計画の状況や募集中の特別教育等に加えて、その時々ニュースなども掲載してまいります。

継続的にご覧いただければ幸いです。

引き続き、東部支部の事業にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



http://www.totori-rouki.or.jp/upfile/31010203_kakushibu_top.html

鳥取県労働基準協会 各支部からのお知らせ

西部支部だより



新年のごあいさつ

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部

支部長 永東 康文

新年あけましておめでとうございます。令和3年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。さて、旧年中は新型コロナウイルス感染症の影響が各方面に及び、事業運営においては県外出張の自粛、職場における感染防止対策、在宅勤務、休業の実施等、労働衛生管理体制の構築にも苦慮されたことと思います。

このような新型コロナウイルス感染症への対応にご苦労されている状況の中、西部支部の各種事業及び講習会等にご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

西部支部の講習会におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、検温の実施、手指消毒、マスクの配付、換気の励行、複数人が接触する箇所の消毒、三密の防止等の取り組みを実施しながら慎重に開催してまいりましたが、一部の講習会では防塵マスクの品切れ、講習会場の使用制約等により開催を中止したり遅延開催が生じたりと、皆様にご迷惑をおかけした講習会が生じたものの、予定していた講習会をほぼ実施することができました。いまだに新型コロナウイルス感染症の先行きが不透明な状況ではありますが、引き続き皆様方のご支援とご協力を宜しく願います。

また、西部支部管内の労働災害につきましては、昨年に比べて大きく増加しており、倒木による死亡災害や交通事故による複数の死亡事故も発生するなど、重篤な労働災害も発生している状況にあることから、当支部も引き続き関係行政機関の協力をいただきながら、労働災害の防止に向けた各種の普及啓発活動に取り組むとともに、労務管理研修等の各種講習会の機会を通じて労働災害の情報を提供するなど、労働災害防止に努めてまいりたいと思います。

最後になりましたが、会員の皆様のご健勝とご発展を祈念し新年のご挨拶とさせていただきます。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます

2021年元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会西部支部

支部長 永東 康文

副支部長 森安 誠

副支部長 太田 佳子

事務局長 深田 一徳、主事 伊藤 敏江



新年のご挨拶

米子労働基準監督署

署長 山田 正道

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様には、令和3年の新春を健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、旧年中は労働基準行政の運営に格別のご理解とご協力を賜りましたこと、紙面をお借りし、厚くお礼申

上げます。

さて、昨年当初は、経済状況も落ち着き、今後も景気は緩やかに上昇するかと思われたところ、新型コロナウイルス感染症の影響により一気に様相が変化し、慌ただしい一年を過ごしました。すべての事業場、特に飲食、宿泊関係、医療・福祉関係の事業場におかれては、現在も感染防止対策を徹底しての運営等、苦勞の絶えない日々をお過ごしのこととお察しするところです。

このコロナ禍は、生活スタイルと共に働き方や企業の業務運営等も大きく変化させました。会員の皆様においても、在宅勤務、時差出勤、リモート会議等働き方の見直しを検討されたり、実際に導入したケースも多いのではと思います。このコロナ禍という情勢の中でも、働き方改革が労働者の健康を守り、業務の効率化等に少しでもプラスになればと思っています。

また、昨年は当署における労働災害件数が一昨年と比較し、大きく増加しました。生産活動を一時的に縮小せざるを得なかった時期等もあったと思いますが、労働災害は常に前年同月の発生件数を超えた状態での一年間となりました。発生した労働災害に対しては、当署において迅速・的確な労災補償に係る処理に努めていますが、まずは労働災害を起こさないことが第一です。通常業務(定常作業)は当然ですが、短時間、臨時的ないわゆる「非常作業」への取り組み、定期的な安全衛生教育の実施等労働災害防止の取り組みを積極的に進めていただき、新たな気持ちで災害ゼロ、リスクの低減を目指していただきますようお願いいたします。

今年は丑年です。歩みは遅くとも、一步、一步前進し、確実な成果を上げることができればと思っています。本年も変わらぬご支援、ご協力をお願いいたします。

新しい年が、会員の皆様方にとって良い年となりますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお祝い申し上げます

令和3年元旦

◆米子労働基準監督署

署長 山田 正道

監督課長 坂本 年紀

安全衛生課長 半田 謙一

労災課長 赤井 淳一、

ほか職員一同

「ゼロ災55」無災害運動期間中に建設現場の合同パトロールを実施しました

鳥取県内で毎年年末に展開されている「ゼロ災55」無災害運動(令和2年度の運動期間:11月7日(土)~12月31日(木)の55日間)の運動期間中である11月20日(金)に、米子労働基準監督署と米子地区建設業労働災害防止協議会が合同で、建設現場の合同パトロールを実施しました。

パトロールは、米子労働基準監督署と米子地区建設業労働災害防止協議会の会員が参加して、4現場を対象に実施しました。

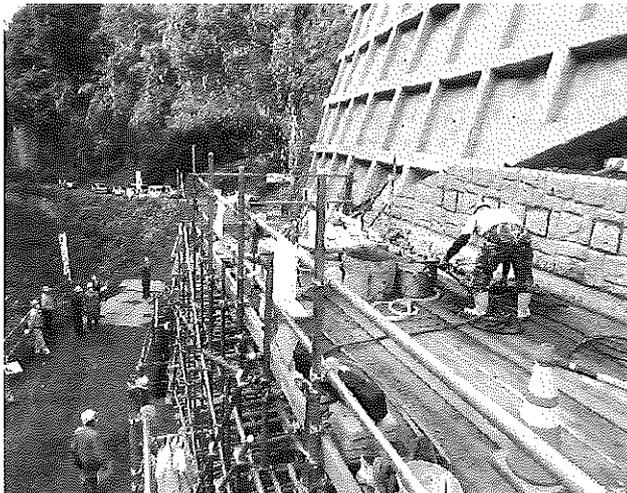


(次頁につづく)

(前頁のつづき)

各現場では、現場担当者から工事の進捗状況や現場で取り組んでいる災害防止対策について説明を受けた後に、現場内の危険個所の状況等を点検しました。

パトロール実施後は、米子食品会館において検討会を開催し、点検結果を発表するとともに、米子労働基準監督署から講評をいただき検討会を終了しました。



会員事業場の皆様におかれましては、令和3年も労働災害ゼロを目標に、労働災害防止の取り組みにご理解とご協力をお願いいたします。

**情報機器(旧VDT作業)作業従事者
労働衛生教育を開催します**

日 時 令和3年1月28日(木) 13:00~17:00
場 所 米子食品会館
内 容 情報機器作業における労働衛生上管理

労務管理研修を開催します

日 時 令和3年2月10日(水) 13:30~17:00
場 所 米子食品会館
内 容 働き方改革(同一労働同一賃金 他)

中部支部だより



新年のご挨拶

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部

支部長 井木久博

新年明けましてお目出度う御座います。ご機嫌はいかがでしょうか。

昨年一年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症で、各団体とも諸会合が中止または書面表決等まともな会合もできず、当協会も例外ではなく、会員の皆様にも不如意な年となってしまったことと思います。当初は一過性のもので一時的に交流を規制すればコロナも撲滅出来るとの考えであったように思いますが今や世界的な脅威にさらされています。しかも未だ収束めどは立たずワクチンの開発を待つのみと云ったところであります。

政府は高齢社会人手不足に向けて労働環境改善を図るべく「働き方改革」を推進し、やっと緒につかんとしたところコロナ騒ぎで影が薄くなってしまいました。ただコロナ感染対策の「三密防止」で各種企業での職場のリモート化が一気に推進していることは唯一のメリットであったかもしれません。9月には安倍総理に替わり新しく菅内閣が誕生しました。「自助・共助・公助」を掲げてのスタートであります。コロナ騒ぎの真っ最中で厳しい環境の中ではありますが、光の見いだせる内閣であって欲しいものです。

さて中部地区の労働環境については皆様ご高承のとおり依然厳しい環境が続いております。労働災害につきましては皆様のご努力のおかげで減少傾向にありますが、人手不足は構造的に続いており、一方ではコロナの関係で観光業関連をはじめ各企業には厳しい経営を余儀なくされており、まさしく補助金頼みと言ったところかもしれません。しかしいつかは収束するはずでありますし、自助・共助・公助で頑張れと言ったことでしょうか。

ところで、当協会でも長らくお世話いただいた谷口事務局長さんが勇退され今度新しく高田尚さんにお世話になることになりました。いろいろ難しい時代になっておりますが、いろいろの新情報を交換し合い意義ある協会活動を期待するものです。今年こそいい一年になりますよう、また会員の皆様のご健勝を心からお祈りいたします。

謹んで新年のご挨拶を申し上げます

令和3年元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会中部支部

支部長 井木久博

副支部長 上本智則 副支部長 泉谷雅人

事務局長 高田尚 主事 谷川妙香



新年のご挨拶

倉吉労働基準監督署

署長 國政達也

新年明けましておめでとうございます。

(次頁につづく)

(前頁のつづき)

会員の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

また、昨年中は労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症により社会経済活動全般に大きな負の影響がありました。

年が明けてもその影響はしばらく変わらないものと思われ、職場でのクラスターの発生などが懸念されます。

そこで大事になってくるのは、新型コロナウイルス感染症の職場における感染防止対策に取り組むことです。そのために厚生労働省が作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用して下さい。

また、昨年の 4 月から時間外労働の上限規制が中小企業にも適用され、長時間労働の是正が求められています。我々としても引き続き、働き方改革を実現することができるよう、懇切丁寧な相談・支援を推進してまいりますので、会員の皆様におかれましても、生産性を高めつつ労働時間の短縮に向けた具体的な取組をお願いします。

昨年の倉吉署管内の労働災害発生状況は、一昨年同期と比較してほぼ同数となっており、サービス業（特に社会福祉施設）では大幅増加となっております。

これから寒さが増し、雪や凍結路面での転倒災害が多発する時期ですので、鳥取労働局作成の資料などを参考にされ、すべての業種において、冬季の転倒災害の防止に努めていただきたいと思います。

最後になりますが、一刻も早くコロナ対策に目途が立ち、安全安心な社会経済活動が戻ってくることを、またそれに伴い会員の皆様のご発展されますことを祈念申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしく申し上げます。

本年もよろしくお祝い申し上げます

令和 3 年 元 旦

◆倉吉労働基準監督署

署長 國政 達也

監督・安衛課長 石田 太一、労災課長 住谷 正樹

ほか職員一同

冬季の転倒災害にご注意を!!

今年は、ラニーニャ現象（太平洋赤道海域の日付変更線付近から南米沿岸にかけて海面水温が平年より低くなり、その状態が 1 年程度続く現象）が発生しています。

山陰では、過去 10 年間に限ってみれば、同現象が発生した 2 回中 2 回（平成 23・30 年の 1、2 月）とも大雪が降り、路面が凍結するなどして、特に転倒災害が急増しました。今年の冬も転倒災害の増加が懸念されます。

平成 30 年の転倒災害の特徴を見ると、

- ① 被災者の 7 割が 50 歳以上
- ② 被災場所は 4 割が駐車場で発生
- ③ 被災者の 6 割が骨折等で休業 1 か月以上の見込みなどです。

【平成 30 年冬に発生した転倒事故例】

- ① 新聞配達中、暗くて路面凍結がわからず、滑って転倒した。
- ② 荷物の配送中、小走りで配達先へ向かっている際凍結路面で滑って転倒した。
- ③ 施設利用者の送迎中、車を降りようとした際、路面が凍結していて、滑って転倒した。
- ④ 駐車場の車輪留めが雪で埋もれていたため、気づかず、つまずいて転倒した。

【冬季の転倒災害防止対策】

- ① 転びやすい場所を知る
次の場所は人などにより踏み固められ滑りやすい。
・横断歩道（特に白線上（薄い氷が張りやすい。）

- ・バスの乗降場所
- ・車の出入りのある歩道

そのほか、

- ・マンホールや金属製の側溝のふたの上
- ・靴裏に雪がついたまま、タイル張等の床を歩く時

- ② 履物
 - ・滑りにくい靴を履く（皮底靴、ハイヒールは危険）
 - ・滑り止めグッズの利用
- ③ 歩き方
 - ・小さな歩幅で歩く
 - ・靴の裏全体をつけて歩く
 - ・急がず焦らず余裕を持って歩く
 - ・荷物はリュックで、なるべく両手を開ける
- ④ 事業場構内の安全通路等の確保
 - ・通路の除雪や凍結防止剤の散布
 - ・外部階段（特に金属製）に滑り止めの設置
 - ・急な斜面や階段部分に手すりの設置
 - ・雪で段差や障害物が見えなくなる場合はポール等の設置で注意喚起
 - ・建物入口に雪・水分除去のマット設置
 - ・雪などでぬれた室内通路はすぐに拭く

以上の内容については、鳥取・鳥根労働局共同作成のリーフレット（ホームページに掲載）のほか、「転ばないコツ 札幌発！雪みちを安全・快適に歩くための総合情報サイト」（ウインターライフ推進協議会）へのリンク

<http://tsurutsuru.jp/>

を参考にしてください。「転ばない…」には、転びにくい冬みちの歩き方、滑りやすい場所を知る、冬みち歩きの靴選び、つるつる路面の発生条件、転ばないための便利グッズなどが、動画も交えて解説してあるので参考になると思います。

専門部会合同委員会を開催

9 月 28 日（月）、倉吉体育文化会館において専門部会合同委員会を開催しました。

例年は、会員事業場を会場として事業概要や安全衛生対策等について説明を受けておりましたが、本年は新型コロナウイルスの感染防止のため三密を避け研修会方式による開催となりました。

國政倉吉労働基準監督署長にご挨拶を頂いたのち、石田監督・安衛課長より「働き方改革の本格的施行」、「労働災害防止」について説明を受けました。

その後、17 年ぶりに改正された「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」について、この教育のインストラクターより①改正の経緯、②労働衛生の 3 管理、③作業者に対する労働衛生教育の必要性等についての説明を受けました。

研修会等のご案内

中部支部では、下記により研修会等の開催を予定しております。

●労働管理担当者研修 2 月 18 日（木）

①「働き方改革～雇用形態に関わらない公正な待遇の確保とは」

②「働き方改革～改正労基法・安衛法が施行されています」

③「労使関係のトラブルについて～裁判例からその芽を摘む～」

●情報機器作業従事者労働衛生教育 1 月 22 日（金）

●KYT（危険予知訓練）研修 2 月 26 日（金）

【申込み・問合せ先】

（一社）鳥取県労働基準協会中部支部

TEL 0858-22-9054